

## 守山市図書館協議会開催のお知らせ

守山市図書館協議会条例（規則等）及び守山市立視聴覚ライブラリー設置、管理および運営に関する規則に基づき、図書館及び視聴覚ライブラリーの策定について運営について協議するため、下記のとおり、守山市図書館協議会、視聴覚ライブラリー運営委員会を開催します。

傍聴を希望される方は、下記の手続にしたがって傍聴をすることができます。

- 日 時 平成 28 年 3 月 23 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 場 所 守山市立図書館  
2 階視聴覚室
- 議 題 1 平成 27 年度下半期の利用および活動状況について  
2 守山市立視聴覚ライブラリーの廃止について  
3 図書館整備について  
4 その他
- 傍聴者の定員 5 人
- 傍聴の手続 :  
傍聴を希望される方は、上記の開催日の前日までに、下記問い合わせ先へ電話、FAX で予約をしてください。傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります。
- 議事録の公開 :  
会議の開催結果については、図書館および公文書館で議事録を備え付け、閲覧に供する予定です。
- 問い合わせ先 守山市立図書館  
電話・有線 583-1639  
FAX 583-6949

## 傍聴要領

守山市図書館協議会

守山市図書館協議会を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 守山市図書館協議会の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴者希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

### 2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、(喫煙)等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

### 4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

担当課等 守山市立図書館  
連絡先 電話 583-1639